

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 4 日

(あて先) 岐阜市長様

提出者

住 所 岐阜市野一色4丁目6番地1号

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

氏 名 理事長 桑原 尚志

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 058-246-1111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
事業場の所在地	岐阜市野一色4丁目6番地1号
計画期間	2024年4月1日 から 2025年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	620床
③ 従業員数	1,700人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	1,102.88 t	1.334 t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の分別の徹底を行った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	1,100 t	1.3 t
	(今後実施する予定の取組) 医療業であるので、感染性廃棄物および引火性廃油の削減は困難であるが、分別の更なる徹底を進める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物および引火性廃油は他の廃棄物と容器を区別して排出している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行なう特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	1,102.88 t	1.334 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	分別の徹底を行った。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	1,100 t	1.3 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別の更なる徹底を進める。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2023 年度) 実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,104.21	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 処理の委託に関する入札参加に、電子マニフェストが使用できる業者であることを条件とする。		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第8条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

1 処理委託業者に対する監督計画

(1) 委託業者の選定

契約締結時に委託する業者の許可証を確認し、許可証の写しの提出を求め保管する。委託にあたっては、「廃棄物処理施設のチェックシート」に基づき現地調査を行い、その記録を保管する。

(2) 委託後の適性処理確認

電子マニフェストにより適正処理を確認するとともに年1回積み込み作業から最終処分場までをそれぞれ確認し、その記録を保管する。

2 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の管理方法

(1) 分別

感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して排出する。

(2) 容器

感染性廃棄物は容器に密閉し、感染性廃棄物である旨を表示する。

(3) 容器の保管

- ・容器は収集運搬業者に委託するまで、感染性廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は悪臭が発散しない構造を有する場所に保管する。
- ・感染性医療廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、他の廃棄物と区別して保管する。
- ・感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示する。

3 産業廃棄物の減量に関する計画

- ・廃プラスチック、ガラスくず及び陶磁器くず、感染性廃棄物、キシレン、ホルマリン、廃油についてはその性格上削減は困難な状況にあるが、分別の徹底を図ることにより、さらに減量することに努めたい。
- ・事業系産業廃棄物粗大ゴミについては、使用できる限りは使用を継続し削減に努める。

4 処理方法に関する事項

- ・廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くずは分別、リサイクル
 - ・感染性廃棄物、廃油は焼却処理
 - ・キシレン、ホルマリンは中和、焼却処理
 - ・事業系産業廃棄物粗大ゴミは破砕処理等
- 以上、業者へ委託をしている。

5 処理施設の整備に関する事項

処理は業者へ委託しているため、該当なし。

6 その他必要な事項

消防法、放射線障害防止法、毒劇物取締法、労働安全衛生法など関係法令に違反しないよう注意を払いつつ処理を進めるものとする。

別紙2

組織図

